

令和4年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 樋口伊久磨 3番 武原由里子
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第11号	令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について 総務部長 説明
日程第6	報告第12号	令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第7	報告第13号	令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について 農林水産部長 説明
日程第8	報告第14号	令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第9	報告第15号	令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第10	報告第16号	令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政課長 説明
日程第11	議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第12	議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第13	議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第14	議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 市民部長 説明
日程第15	議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第7号) 財政課長 説明
日程第16	議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 保健環境部長 説明
日程第17	議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 保健環境部長 説明

日程第18	議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第19	議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部長	説明
日程第20	議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	農林水産部長	説明
日程第21	議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第22	認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第23	認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第24	認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第25	認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第26	認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第27	認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長	説明
日程第28	認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長	説明
日程第29	認定第8号	令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部長	説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、樋口伊久磨議員、3番、武原由里子議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月27日までの21日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は本日から9月27日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会9月会議にあたり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

始めに、去る7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙長崎県選挙区において、前長崎県議会議員の山本啓介氏が見事御当選されました。3期12年にわたる県議会議員の経験と、卓越した政治手腕が県民皆様に高く評価されたものであり、心からお祝い申し上げます。

本市出身の国会議員の誕生は、1917年から1942年まで8期25年間衆議院議員を務められた牧山耕蔵氏以来、実に80年振りのことであり、故郷を愛する揺るぎない信念のもと、離島振興をはじめ、さらなる郷土発展、日本繁栄のため、御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、同日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、前市議会議員の鶴瀬和博氏が見事御当選されました。心からお慶び申し上げますとともに、今後とも本市をはじめ、さらなる県政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、感染の第7波が続く中、帰省や旅行等で人の移動が活発となり、1日当たり新規感染者数は、8月19日に全国で26万人を超え過去最多となり、長崎県においても、同日、4,610名と過去最多を更新いたしました。

本市においては、感染者が初めて確認された令和2年3月14日以降、本年7月末までの約

2年4か月間で1,088名の感染者が確認されましたが、8月に入り感染が急拡大し、わずか1か月で1,406名の感染者が確認され、これまでの累計は2,577名となり、人口の1割を超えております。

このような状況の中、長崎県では県民の利便性を高めるため、9月2日から症状がある方への抗原検査キットの郵送配布を開始し、自己検査の結果、陽性であった場合、御自身で陽性者判断センターに連絡することで医療機関を受診することなく、速やかな療養が可能となりました。

また、医療のひっ迫を回避するため、9月9日以降、全数把握が見直される予定であり、発生届の対象を高齢者やコロナ治療薬の投与者等に限定することとされます。

これらの見直しにより、県全体における年代ごとの感染者数の発表はこれまでどおり毎日公表されますが、各市町については発生届が提出された感染者数の公表に限定されるため、これまでのようにその日に確認された市全体の感染者数のお知らせは困難になると思われま

す。本市においては、壱岐振興局及び壱岐保健所と連携を図り、感染動向を把握し感染者数等の公表に努めてまいります。今後は、長崎県の公表に合わせて、市ケーブルテレビ及び市ホームページ等で公表することといたします。市民皆様には、御理解賜りますとともに、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、平成21年、平成27年に続き、壱岐市開催としては今回で3回目となる、**第131回長崎県市長会議**が、去る8月19日、壱岐の島ホールで開催されました。

当日は市議会のため欠席された雲仙市を除く12市の市長が出席し、国・県への提言議案の審議並びに共通する課題等について議論を深めました。

議案審議の後、環境省による講演及び意見交換が行われ、その後の行政視察では、本市の先進的な取組事例として、壱岐テレワークセンター及び民間のテレワーク施設のモデル事例としてACBLivingを紹介いたしました。壱岐テレワークセンターでは、富士ファイルムビジネスイノベーション退社後、本年7月に本市が任用した高下徳広地域プロジェクトマネージャーから、また、ACBLivingでは本市の地域活性化企業人として令和2年4月から株式会社リクルートより出向の中村駿介氏から、本市との連携により進めている取組事例等について御説明申し上げました。

県内市長からは、大変参考になった、改めて視察に訪れたいなど、ありがたいお言葉を頂き有意義な意見交換ができたところであります。

今後とも、人口減少問題をはじめ各市に共通する課題等について、県市長会及び各市との連携を図り、取り組んでまいります。

次に、7月24日、今年度第1回目の**壱岐なみらい創りプロジェクトSDGs対話会**を壱岐の島ホールで開催し、44名に参加頂きました。

壱岐高校ヒューマンハート部探究チームの生徒が、地域の皆様へインタビューして発見した壱岐の魅力やそこから考えた未来へのアイデアについて、また、壱岐商業高校の生徒が福岡大学商学部飛田ゼミと活動している起業体験プロジェクトの活動状況についてそれぞれ発表いたしました。

対話会では学生と大人が世代を問わず、活発な意見等を交わされ、未来に向けた前向きな対話の場となったところであります。

また、8月4日には、千葉大学、倉阪秀史教授が開発された地域の未来を予測する未来カルテを活用した「未来ワークショップ in 壱岐」を開催し、市職員と大学生10名の総勢40名で客観的なデータによる2050年の未来予測をもとに、「今、必要な政策を考える」職員研修を開催し、職員力向上に努めたところであります。

今後も、対話会を中心に様々な機会を通して、市民皆様一人ひとりの創りたい壱岐の未来に耳を傾け、アイデアの実現に向けて、積極的に共創の取組を進めてまいります。

次に、去る8月23日、令和4年度壱岐市国境離島新法協議会総会及び壱岐市国境離島新法制定民間会議並びに空港整備促進期成会総会が開催されました。**有人国境離島法**の生みの親である谷川弥一衆議院議員を始め、山本啓介参議院議員、宅島寿一県議会議員、鵜瀬和博県議会議員及び市議会議員の皆様にも来賓として御臨席頂く中、有人国境離島法の期限延長に向け、市民一体となり全力で取り組んでいくこと、また、空港の整備等について引き続き積極的に要望等を行い、航空路の維持存続及び地域振興のために全力で取り組むことが決議文として採択されました。

平成29年4月1日に施行された有人国境離島法は、令和9年3月31日までの10年間の時限立法となっており、今年度で6年目を迎えております。本法による地域社会維持推進交付金はこの5年間で約21億円となり、本市の積年の懸案でありました航路・航空路運賃の低廉化をはじめ、輸送コスト支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進等に活用されており、本市における経済振興・市民生活に直結した極めて重要な法律であります。

今後も引き続き、官民一体となって有人国境離島法の延長及び空港の整備の実現のため、最大限の活動を行ってまいります。

次に、本市の政策顧問である松田智生氏が提唱されている**逆参勤交代構想**は、首都圏などの大都市の企業社員が、期間限定かつ交代制で地方に勤務することで、働き方改革と地方活性化の同時実現を目指すという考え方です。

先般、7月1日から3日までの行程で、東京を始めとした都市部の企業等から参加者及び関係者15名が来島され、本市においてトライアル逆参勤交代が実践されました。

参加者の皆様は、本市の市民団体、起業家、壱岐なみらい研究所研究員等との意見交換を経て、最終日には参加者一人ひとりから人口減少、空き家対策、観光振興、SDGsの取組、ふるさと

納税の推進など、本市の課題解決に向けた御提案を頂いたところであります。

本事業で来島された皆様を含め、今後も関係人口創出及び企業との連携による地方創生の取組を進めてまいります。

次に、去る7月17日、姉妹都市である長野県諏訪市との交流事業の一環として、実行委員会主催により**壱岐市御柱祭**が開催されました。同御柱祭は、寅年と申年に開催されることになっており、旧勝本町において平成10年開催を始まりとして、合併後の壱岐市において平成16年、平成22年、平成28年と6年ごとに開催され、今回で第5回を迎えました。

これまでは、御柱を勝本港において海曳きを行った後、小中学生を含めた市民皆様による里曳きを城山公園まで実施していましたが、コロナ禍を受け、今回は海曳き及び里曳きを行わず、規模を縮小した形で開催されました。

式典には、壱岐市に御柱を贈る会会長、金子ゆかり諏訪市長をはじめ22名の諏訪市の皆様に御来島頂き、総勢約150名が出席される中、厳粛かつ盛大に執り行われました。

今回の御柱祭を機に、これまで築かれてきた諏訪市と壱岐市の友好の絆がさらに深まったものと考えており、今後の一層の交流に期待しております。

次に、3年ぶりの開催となる離島球児の夢舞台、**国土交通大臣杯第13回全国離島交流中学生野球大会**、通称「離島甲子園」が、去る8月22日から25日まで全国の離島から22チームの参加を得て新潟県佐渡市で開催されました。

壱岐市選抜チームは、1回戦で地元の佐渡市中学校3年生選抜と対戦し、惜しくも僅差で敗れてしまいましたが、翌日行われた交流戦では薩摩川内市の甕島選抜に勝利を収めました。選手皆さんはチームの仲間や全国の離島から参加した選手皆さんとの様々な交流を通して大変貴重な経験をすることができたものと考えており、今後ますますの活躍を期待しております。

次に、**企業版ふるさと納税制度**は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度で、本市においては、第3次壱岐市総合計画に掲げた各種事業が寄附の対象となります。

この度、本市の企業版ふるさと納税として、昨年度に引き続き芦辺町出身の万谷正氏が代表取締役を務めておられる株式会社ファウンテック様から、3年振りの開催となる壱岐ウルトラマラソン2022の大会運営に対し1,000万円の御寄附を頂きました。万谷様は、東京壱岐雪州会の前会長として、また現在も名誉会長として壱岐市発展のために御尽力賜っているところであり、ふるさと壱岐に思いを深く寄せられ、これまで多くの御支援、御協力を賜っております。今回の御寄附も壱岐市のためという強い思いの中で賜った御厚意であり、心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。

次に、**交流人口の拡大**について申し上げます。

まず、**観光振興**について。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年目を迎え、コロナ禍以降初めてとなる行動制限のないゴールデンウィーク、壱岐サイクルフェスティバル開催など観光需要回復の兆しが見え始め、7、8月期の活況を期待しておりましたが、第7波の感染再拡大を受け、観光刺激策である県民割の対象地域の全国拡大が延期されるなど、観光需要は昨年よりも回復してはいるものの依然として厳しい状況にあります。

このような中、スポーツ合宿においては、8月末までに65団体、1,361人の申請があり、既に令和3年度実績の1,266人を超え大きな経済効果を生み出しております。引き続き島内スポーツ団体等との連携した大会開催及び誘客促進に積極的に取り組んでまいります。

また、本市独自の観光需要喚起対策として実施するプレミアム付き宿泊券発行事業については、新型コロナウイルス感染症の状況や国の全国旅行支援の再開時期等を踏まえ開始時期を検討しておりましたが、閑散期に入る10月以降の観光需要の喚起を図る必要があると判断し、10月1日から実施することといたします。

さらに、9月23日の西九州新幹線の開業に合わせ、10月から実施されるJRグループと佐賀・長崎両県の大型観光キャンペーン「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」や壱岐市観光連盟との連携により効果的な誘客に努め、観光需要の早期回復を目指してまいります。

神々の島 壱岐ウルトラマラソン2022の申込みは、7月31日に募集を締め切り、北は北海道から南は鹿児島県まで33都道府県から100キロメートル、363人、50キロメートル、235人、計598人の方からエントリーを頂きました。全国的にスポーツイベントでは、コロナ禍前の大会との比較が70%以下のエントリー状況であるといわれている中において、今回、前回比86%の申込みであったことは、これまでの本大会における市民皆様の御協力や温かい御声援等のおもてなしによる大会運営の成果であると考えております。

今後は、市全体で大会を盛り上げるために、前大会同様、小学生の皆さんには参加選手への手紙と応援のぼりの製作を、中学生・高校生の皆さんには当日の給水所等の運営に御協力を頂き、併せて選手への激励を行っていただくようにしております。

また、既に述べました株式会社ファウンテック様をはじめ多くの企業様から御協賛頂き、様々な面で御支援を頂いております。本大会は、壱岐全島を舞台とした一大イベントであり、感染防止対策を徹底した上で大会成功に向け万全の準備を進めておますので、市民皆様をはじめ関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

現在、訪日外国人の受入れについては、水際規制の緩和等、徐々に誘客への動きも出始めており、来年には本市誘客の玄関口である福岡市において、第19回世界水泳選手権福岡大会が開催されるなど、インバウンド推進の機会と捉えております。

本市においても、国際感覚の醸成や異文化の価値観を認め合う開かれた地域社会づくりを推進するため、8月26日から国際交流員として3人目となるアメリカ出身のメアリー・キャサリンさんを配置いたしております。

今後、海外からの訪問客対応をはじめ、イベント等での通訳・翻訳、学校及び市民皆様を対象とした異文化理解を目的とする出前講座の実施、外国人観光客の誘客に関する業務など、本市の国際交流及びインバウンド推進に向けた幅広い活動を期待しております。

次に、**産業の振興**について申し上げます。

まず、**農業の振興**について。

本年は、7月18日及び8月12日に集中豪雨があったものの、それ以外は、まとまった降雨がなく異常な干天が続いていたことから、水不足による農作物への被害拡大を防止するため、干害応急対策の支援を行ったところではありますが、要望の取りまとめを行った結果、既定予算を上回る要望があったため追加で所要の予算を計上しております。

早期水稲については、水不足による籾数の減少や籾の充実不足による減収及び品質低下が懸念されております。

また、普通期水稲については、一部ウンカ等の病害虫が発生する恐れがありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについては、移植後以降、日照時間に恵まれ、順調に生育が推移したため、昨年度の反収265キログラムを大きく上回る反収290キログラムが見込まれております。

肉用牛については、新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の影響を受けて原材料の価格が高騰し、特に肥育農家の経営を圧迫している状況にあります。このような中、8月に開催された子牛市では、前回の平均価格と比較し98.4%、約1万円安の63万2,000円となり、下落傾向の中で何とか踏みとどまった状況となっております。

本年、鹿児島県で開催されます第12回全国和牛能力共進会の長崎県代表牛選考会が7月7日に平戸市で開催されました。種牛の部においては、壱岐地区から第3区に田河地区の田中満治様の「かの号」が長崎県代表牛として選考されました。

また、8月10日に長崎市で開催された肉牛の部においては、第6区と第8区に柳田地区の山本満年様、第7区に壱岐市農協肥育センター様の出品牛が選ばれ、長崎県代表肉牛7頭のうち3頭が壱岐地区から選考されております。

選考された出品者の皆様に心からお祝い申し上げますとともに、10月6日からの鹿児島県での全国和牛能力共進会において、壱岐牛の名声を全国に高める結果となりますよう期待しております。

次に、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較いたしますと、漁獲

量は816トンの17.2%減、漁獲高は8億2,800万円の2.4%増と漁獲量は減少しておりますが、一方で漁獲高は増加しております。これは、ケンサキイカ漁が好調で単価が良かったことが要因であります。他の魚類については漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いております。

また、市内5漁協の正組合員数は、令和3年度末で昨年から31人減の772人となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

芦辺漁港整備については、ターミナルビル一元化に伴う駐車場等の再編整備のための意見聴取並びに整備方針の検討を行うことを目的とした芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会を6月28日に設置いたしました。本委員会は本年11月末まで4回開催する予定であり、委員皆様から様々な御意見・御提案をお聞きすることにより、よりよい整備方針の策定につなげてまいります。

印通寺港整備については、長崎県において、令和4年度新規事業として採択され、水深確保のための岸壁改良及び泊地浚渫に係る調査費が予算化されております。

次に、**市民**関係であります。まず、マイナンバーカードの普及促進について、国は、マイナンバーカードについて令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指すとともに、消費活性化策の一つとして、マイナンバーカードを活用したマイナポイント事業による普及促進に取り組んでおりますが、8月7日現在の交付率は、長崎県全体で44.6%、本市は49.2%であります。

本市の申請促進策といたしましては、広報紙、自治公民館への回覧等による広報の強化、写真無料撮影サービス、9月中の毎週木曜日の平日時間外窓口の開設、来年3月まで月2回の休日臨時窓口の開設による交付率の向上等に取り組んでおり、今後は、出張申請等も計画いたしております。

また、国は、各自治体のマイナンバーカード交付率を普通地方交付税に反映させる考えを示しており、普及率の向上が本市の財源確保に直接つながることにもなりますので、市民皆様には早期の取得に御協力賜りますようお願いいたします。

次に、全国的にオミクロン株の感染が拡大する中、市内でも多くの新型コロナウイルス感染者が確認され、医療のひっ迫や高齢者サービスへの影響が懸念されております。

このような中、国はオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を特例臨時接種として位置づけ、開始に向けた準備を早期に進めるよう自治体へ求めています。

本市においても、壱岐医師会と相談の上、ワクチンの供給が確定次第、早期に接種が開始でき

るよう準備に取り掛かっており、今回、所要の予算を計上しております。

また、対象者については、現時点において、1、2回目である初回接種を完了した全ての方となっておりますが、今後のオミクロン株対応ワクチンの国からの供給状況を勘案しながら、お知らせしていく予定といたしております。

また、市内福祉施設・介護保険事業所等において、新型コロナウイルス感染症が発生した際に、施設等で職員が感染あるいは濃厚接触者となった場合、サービスを継続するための職員が不足することが見込まれております。

また、居宅系サービスでは代替サービスの提供を行う事業所の確保が課題となります。こうした事態に備え、市ではあらかじめ相互支援が可能な協力施設等のネットワークを構築し、いざという時に市と市内福祉施設・介護保険事業所等が連携し、職員を応援派遣する取組を本年度から開始いたしました。感染者発生施設への職員応援派遣のほか在宅で介護していた家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、介護者が不在となった場合の在宅高齢者への居宅系サービスの提供にも対応いたします。

これまでに、22の福祉施設及び事業所並びに108名の派遣可能職員の御登録を頂いたところであり、感染状況が見通せない中、福祉・介護サービスを途切れなく提供していくためにも市内事業者皆様と市が一丸となって、地域で支え合うネットワークの体制づくりに努めてまいります。

次に、6月14日に発生した壱岐市クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設内の火災について、市民皆様に御心配と御不安をおかけしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

このことについては、消防署と警察署が合同で火災の原因調査を行いました。原因の特定には至りませんでした。

市としましては、市民皆様に対し、これまで以上に分別を徹底していただくために自治公民館の回覧等で注意喚起を行うとともに、壱岐市クリーンセンター及び壱岐市環境管理組合の職員に対しても、受け入れた爆発性、引火性のある廃棄物の分別徹底、年2回の消防訓練の実施等を指示し、再発防止に向けて全力で取り組んでいるところであります。

また、地元の住吉地区振興協議会に対しても火災の経過報告会を開催し、お詫びを申し上げ、経過及び再発防止策を御説明申し上げた上で、火災現場についても御確認頂き、御理解頂いたところであります。

施設の復旧については、復旧工事に必要な機器の半導体の供給不足が長期化しており、その他の部品の品薄状態についても明確な解消見込みが見通せないため、今年度中の納品が難しい状況ではあります。早期の復旧に向け、今回、所要の予算を計上しております。

次に、**中学生の活躍**について申し上げます。

7月23日から26日にかけて、長崎県中学校総合体育大会が開催され、予選を勝ち抜いた本市各中学校のチーム・選手がすばらしい活躍を見せてくれました。勝本中学校の野球部及びソフトボール部がそれぞれ優勝、相撲で芦辺中学校が準優勝、石田中学校が4位、個人の部では、陸上競技の2年男子100メートルの部で郷ノ浦中学校の福原悠吾さんが優勝、剣道で石田中学校の神田雄吏さんが第3位という輝かしい成績を残し、九州大会への出場権を獲得いたしました。

8月3日から10日にかけて、九州各県で開催された九州大会では、勝本中学校野球部が第3位となり、野球競技では初となる全国大会への出場権を獲得いたしました。また、勝本中学校のソフトボール部がベスト8、郷ノ浦中学校の福原悠吾さんが、100メートル決勝で第8位となるなど長崎県代表としてその力を存分に発揮してくれました。

勝本中学校野球部は、8月18日から22日にかけて北海道札幌市で開催された全国中学校体育大会に九州ブロック代表として出場し、1回戦で東北ブロック代表の宮城県のチームに3対1で勝利し、2回戦の北信越ブロック代表の富山県のチームに延長タイブレークの末、0対1で惜敗しましたが、ベスト16というすばらしい成績を収めました。

また、この他にも、8月4日から7日にかけて長崎市で開催された第51回長崎県少年軟式野球選手権大会に出場した郷ノ浦中学校野球部が優勝、6月に大村市で開催された第8回全九州中学生男子ソフトボール大会長崎県予選大会において、クラブチームの壱岐ブレイブスが準優勝し、九州大会に出場しております。

このたびの中学生の活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

次に、**防災、消防・救急**について申し上げます。

まず、**防災対策**についてでございますが、昨日9月6日午前6時頃、最接近した台風11号は、壱岐空港で午前5時01分に最大風速35メートルを記録いたしました。市民皆様の安全を確保するため、9月5日午後1時に警戒レベル3、高齢者等避難を、同日午後7時55分には、警戒レベル4、避難指示を発令したところであり、17の避難所を開設し、最大で208世帯、338名の方が避難されました。

被害の状況については現在調査中ですが、幸いにして人的被害の報告はございません。今後も関係機関と連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様には、早めの警戒や日頃の備えなど、防災意識の向上に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**消防・救急**についてでございますが、熱中症については、今年に入り8月末日までに27名の方を救急搬送しております。今後、残暑が厳しくなることも予想されますので、市民皆様には、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてはエアコンや扇風機等を有効に使用

し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、全国各地において新型コロナウイルス感染症第7波が急速に拡大しており、壱岐島内においても今年に入り、8月末日までに疑似症例を含めて136名の方を救急搬送いたしております。

市民皆様には、引き続き感染予防の徹底をお願いいたしますとともに、119番通報の際には新型コロナウイルスに関する情報を一人ひとりに聴取しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**令和4年度補正予算**の概要は、一般会計補正額2億4,224万2,000円、各特別会計の補正総額8,111万1,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、3億2,335万3,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、237億3,551万6,000円で、特別会計については、85億492万6,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和3年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和3年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の制定・一部改正に係る案件4件、予算案件7件、令和3年度各会計決算認定8件であります。何とぞ慎重に御審議を頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第11号～日程第29. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第11号から、日程第29、認定第8号まで、以上25件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告及び議案につきましては、担当部長及び課長に説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

報告第11号令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2項で規定された法人でございます。

報告書の1ページ目をお開き願います。官庁事項及び株式総会の報告でございます。

次に、2ページ目でございます。（3）の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページ目をお開きください。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計642万7,765円、固定資産合計840万1,861円で、資産合計は1,482万9,626円となっております。

負債の部については、負債合計86万9,884円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の（4）未払金及び（5）預り金でございますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

純資産の部については、株主資本合計1,395万9,742円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の1,482万9,626円でございます。

4ページを御覧ください。損益計算書でございますが、売上総利益が1,534万354円、販売費及び一般管理費260万1,100円、営業利益はマイナス106万6,746円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

営業外収益は、受取利息・預金利息の50円で、雑収入は被災保険金の90万9,437円でございます。営業外収益の合計が90万9,487円となり、経常利益のマイナス15万7,259円から法人税等を含めまして、当期純利益がマイナス26万7,159円となります。

次に、5ページ目をお開きください。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,427万7,000円、当期変動額合計がマイナス26万7,000円で、当期末残高は1,396万円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第11号令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 報告第12号につきまして、御説明を申し上げます。

報告第12号令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第39期決算報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。当社の業務概要の欄を御覧頂きたいと思っております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症により、飲食業、観光業を中心に影響を受けておりますが、ゴルフ場に関しては3密フリーで感染リスクが低いことから当ゴルフ場も好調を維持し、入場者は増加をいたしております。

3ページをお開き願います。令和3年度の入場者は対前年比で604名の増加となっております。4期連続して前年を上回っております。

次に、当社の決算状況についてを御覧ください。

損益計算書については入場者増加が反映し、売上高は対前年比114.5%、700万円増加し、6,200万円を計上しております。

営業利益は販売費、一般管理費が固定費であるため、売上増加分が寄与し、対前年比373.5%、800万円増加し、1,100万円となっており、最終的に第39期の当期利益は前年を605万8,000円上回る1,161万6,000円の黒字となっております。

5ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持株比率は36.6%でございます。

7ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が3,399万1,774円、固定資産が4,709万6,704円、資産合計は8,108万8,478円ござ

います。

8ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。負債合計は891万7,270円、純資産の合計は7,217万1,208円で、負債及び純資産合計は8,108万8,478円となっております。

次に、9ページをお開き願います。損益計算書でございます。

中段の売上総利益金額が5,985万3,995円、販売費及び一般管理費が4,855万1,959円、営業利益は1,130万2,036円となっております。

営業外利益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は1,161万6,311円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては10ページに記載しております。

11ページに株主資本等変動計算書、12ページに主要勘定残高明細書、13ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第13号令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。

令和3年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を、壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流いたしております。

財源の内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益177万3,665円、助成金として、県から25万2,000円、市から12万6,000円、管内5漁協より12万6,000円となっ

ております。

また、法人会計より14万2,335円を振り替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が当年度49万3,598円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億49万3,598円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと48万3,933円となります。支出の面で、事務費等、経常費用として2万2,920円を支出いたしております。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11ページ、12ページは、監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第13号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 次に、報告第14号及び報告第15号を続けて御説明をいたします。

まず、報告第14号令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページをお開き願います。経営状況について御説明申し上げます。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光事業にも大きな影響を与えましたが、ワクチン・検査パッケージを導入した旅行商品の販売や、長崎県、そして壱岐市の宿泊キャンペーンによる収益の確保、テイクアウトの実施、国・県・市などの給付金を活用しながら経営を維持しつつ、その上でコロナ収束後を見据えた受入れ体制強化、経営環境の急激な悪化に対応し、雇用を守る経営を行っております。

また、令和3年度においては、施設運営に係る経費の高騰と、幼児に対する費用の状況を踏まえ、宿泊料及び食事料について、議会の議決を頂き、所要の改正を行っております。結果、収入

は前年度実績の96%となり、決算額においても令和2年度に引き続き約649万円の赤字となっております。

3ページをお開き願います。令和3年度の利用状況でございます。宿泊者数は前年度実績の97%で、5,827名となっており、その他の利用者数も減少となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。収入の部が決算額1億2,584万6,623円で、前年度実績の96%となっております。

支出の部が決算額1億3,234万804円で、前年度実績の91%となっております。また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は649万4,181円の赤字となっております。

次に、5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計(a)の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は2,607万4,402円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。Ⅰ、資産の部、合計で4,914万5,501円、Ⅱ、負債の部は合計で2,307万1,099円、Ⅲ、正味財産の部は合計で2,607万4,402円で、負債及び正味財産の合計は4,914万5,501円となっております。

9ページ、10ページに、財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

次に、報告第15号令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ、中頃の中段の【2】事業実績を御欄ください。取扱品目数は約320品目で、主要な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、55品目を取り扱っております。物産展等の催事やフェアへの出店回数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度の21回から、

令和2年度が5回、令和3年度が7回と減少しております。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額2,500万円に対しまして3,234万9,259円であり、対前年比116%と増加しております。

次に、4ページから決算報告でございます。

5ページが決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計3,121万3,075円、経常費用の合計2,599万8,610円となっております。

次に、7ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、各種委託事業の会計でございます。経常収益の合計は293万7,003円、経常費用の合計は227万8,100円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当されております。経常収益の合計2,260万5,997円、経常費用は、事業費が2,125万7,102円、管理費が134万8,895円で、合計2,260万5,997円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計7,992万2,429円、歳出合計5,246万1,407円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は2,746万1,022円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部、合計4,476万7,849円、負債の部、合計1,730万6,827円、正味財産の部、合計2,746万1,022円、負債及び正味財産の合計は4,476万7,849円でございます。

10ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第15号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

[企画振興部長(中上 良二君) 降壇]

○議長(豊坂 敏文君) ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長(豊坂 敏文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず、実質赤字比率につきましては、令和3年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても、生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、令和2年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.7%でしたが、令和3年度は3か年平均6.6%で、対前年度0.1%の減となっております。

要因といたしましては、令和3年度の単年度比率は6.35%であり、前年度の単年度比率5.98%と比較して0.37%と増加しておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった平成30年度の単年度比率6.67%が算定からはずれ、令和3年度の単年度比率が6.35%でございますので、3か年平均では減となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、22.8%と対前年度10%の減となっております。これにつきましては、令和3年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、地方債現在高が減少するとともに、基金残高が増加したことにより、算定の分子が小さくなったこと、また地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が前年度より増となり、分母となる標準財政規模が前年度と比較し、大きくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き、健全な状態を保つよう、財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業におきまして資金不足がございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要の説明につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1ページから2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第38号から議案第40号まで、続けて御説明申し上げます。

最初に、議案第38号壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。

制度の目的は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑、高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に、その知識、技術、経験などを継承していくことを目的として導入されるものでございます。

次のページをお開きください。まず、この条例の本則を整理するために、目次及び章名を付しております。第1章は、総則として、第1条、第2章は、定年制度として第2条から第5条、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制として、第6条から第11条、第4章は、定年前再任用短時間勤務制として第12条、第13条、そして、第5章は、雑則の第14条で構成をしております。

それでは、章番号順に説明をさせていただきます。

まず、第1章第1条趣旨を御説明申し上げます。今回の地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第2章の定年制度では、第3条において、定年の年齢を60歳から65歳に改めるものでございます。第4条は、定年による退職の特例で、第1項第1号から第3号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得た場合において、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で定年退職をせずに勤務させることができるとし、また、その期限は3年を超えることができないことを改めるものでございます。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制は新たに追加をしております。第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給されている職員と規定をしております。

す。第7条は、管理監督職勤務上限年齢で、年齢60年とすることを定めております。第8条は、他の職への後任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めております。第9条は、管理監督職勤務上限年齢による後任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めておりまして、職員の職務の遂行上、特別な事情がある場合において、1年単位で異動期間を延長し、管理監督職で勤務することができることを定めております。第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意で、第9条で定めた異動期間の延長等を行う場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めております。第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について定めております。

第4章、定年前再任用短時間勤務制も新たに追加をしております。第12条では、年齢60に達した日以後に退職した者を従前の勤務実績、その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを定めております。

第5章雑則では、第14条として、この条例の実施に関し必要なことは規則で定めることとしております。

附則につきましては、職員の定年等に関する条例の附則に、定年に関する経過措置を、そして一部改正条例の附則に、勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定をしております。施行期日は、令和5年4月1日としております。

新旧対照表は、資料1に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

次に、議案第39号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める、本日の提出でございます。

提案理由については、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引上げ後の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

制定内容は、議案第38号の職員の定年を引き上げる条例改正に伴う関係条例の規定を整備するものでございます。当該議案の対象条例は、一部改正が7条例、廃止が1条例でございます。

次のページをお開きください。まず、この条例の構成でございますが、改正対象となる条例を各条例の一部改正を条立てにより規定をさせていただいております。

それでは、各条番号順に説明をさせていただきます。第1条は、壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条の任命権者の報告事項について、今回、新たに制定する定年前再任用短時間勤務職

員を報告の対象とするものでございます。

第2条は、壱岐市職員の懲戒の手續、及び効果に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の懲戒の手續、及び効果に関する条例の第3条の減給の効果において、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取り扱いを設けるものでございます。

第3条は、公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。公益的法人等への壱岐市職員の派遣に関する条例中、公益的法人等へ派遣等をする事ができない職員について規定する、第2条第2項に第5号として1号を追加し、管理監督職勤務上限年齢制による後任等の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占めるものを加えるものでございます。

第4条は、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振、年次休暇に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用したものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改めるものでございます。

第5条は、壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の育児休業等に関する条例の規定に、育児休業及び育児短時間勤務をする事ができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による後任等の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占めるものを加えるものでございます。

第6条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の給与に関する条例を地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料の取扱いに関する特例を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めます。附則において、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級、並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。また、管理監督職勤務上限年齢により、他の職への後任等をした職員の給料月額は、後任等の前の給料月額の100分の70を乗じて得た額とするものでございます。

第7条は、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員等の旅費に関する条例の規定に、定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改めるものでございます。

第8条は、壱岐市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。壱岐市職員の再任用に関する条例については、定年前再任用短時間勤務職員を制定するため、廃止するものでございます。

附則につきましては、定年引上げに関する経過措置を追加しており、施行期日を令和5年4月1日としております。

新旧対照表は、資料1に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

次に、議案第40号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が現行、原則1回までを原則2回以内とされることなどを考慮し、国家公務員に従じた措置を講じるとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、必要な改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。第2条は、育児休業することができない職員の規定であります。3号(ア)、これは、特定の職に引き続き1年以上在籍する非常勤職員という規定でございましたが、これを削除いたしまして、1年以上の在籍がない非常勤職員であっても、育児休業が取得できるように要件を緩和するものであります。

削除により、繰上げとなった改正後の(ア)及び(イ)につきましては、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

3号のイにつきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業において、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするために規定を整備しております。

第2条の3は、育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、再度の育児休業の取得に係る特別な事情に関する規定を整備しております。第2条の4でございますが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきまして、1歳から1歳6か月未満の期間を末日とする要件と同様に規定をしております。第2条の5でございますが、この条文について、第3条の2へ移動をしております。

第3条の改正でございますが、第3条につきましては、育児休業法第2条第1項のただし書に、再度、育児休業をすることができる特別な事情を規定しております。5号につきましては、育児休業計画書の申し出が不要となるため、条文を削除しております。繰り上がりました改正後の7号につきましては、再度の育児休業について、任期付職員を含めた取扱いとなるよう規定をしたものでございます。

第20条の改正でございますが、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き、在職した期間が1年以上の要件を廃止し、部分休業の取得要件を緩和する規定としております。

第24条では、妊娠または出産等について、申し出があった場合における措置等について、第25条につきましては、勤務環境の整備に関する措置について新たに規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。新旧

対照表は資料1に掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第38号から議案第40号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願ひます。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、改正条例、新旧対照表の47ページに記載をしておりますので、御参照願ひます。

改正内容でございますが、第57条法定代理受領の場合の読み替え規定において、市町村から施設等利用費の支払いを受けた特定子ども・子育て支援提供者は、当該市及び当該施設等、利用給付認定保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないことと新基準がなされたため、改正するものでございます。

これは、当該施設等、利用給付認定保護者が当該子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握しつつ、支給上限額との差額分について、他の子ども・子育て支援施設等を利用し、市に対して償還払い請求をした場合、市は施設等利用給付認定保護者ごとの支給上限額を管理をしているため、特定子ども・子育て支援提供者が実際の利用料よりも高い金額について法定代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になることが改正の目的であります。

施行期日については、附則第1項のとおり、公布の日からでございます。附則第2項は改正後の壱岐市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第57条の規定により、読み替えて適用する新条例の規定に関して、経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,224万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億3,551万6,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、繰越明許費は第2表繰越明許費によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費として、2款1項総務管理費の地域情報通信推進事業費のケーブルテレビ加入者宅用機器購入2,112万円と4款2項清掃費のクリーンセンター復旧工事4,248万2,000円につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和4年度9月補正予算（案）概要の9ページに記載のとおりでございます。

7ページから9ページをお開き願います。第3表地方債補正の1、変更で、以下掲示をしております各起債において、対象事業費の調整、及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税で不足する一般財源について、5,978万4,000円を追加しております。なお、本年度の普通交付税額は、算定費用の見直し等ございましたが、対前年度0.6%増の91億5,651万7,000円に決定しております。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金5,459万4,000円、及び2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,949万7,000円は、国の100%補助で実施するオミクロン株対応ワクチン接種事業に係る国庫支出金を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症及び燃油価格高騰により影響を受けております公共交通事業者への補助、及び学校給食用食材等の高騰対策補助の財源として2,195万8,000円を計上しております。

15款2項6目農林水産業費国庫補助金の海岸保全施設整備事業補助金は、補助メニューの変更に伴い、県補助金から組替えを行うもので、3,300万円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、対象が国の補助事業に採択されたことに伴い減額を行い、次の農地利用効率化等支援交付金に1,521万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。16から17ページ、18款1項2目指定寄付金の企業版ふるさと納税寄附金は、当初500万円の見込みで計上しておりました企業版ふるさと納税につきまして、実績に基づき500万円を追加計上しております。

21款4項3目雑入の市有建物災害共済金は、壱岐市クリーンセンターの火災に係る共済金で、1,996万6,000円を計上しております。22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。今回の補正予算の事業内容につきましては、別添資料2、令和4年度9月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費の共同電算システム導入事業費は、現行システムからのデータ抽出等に要する経費として639万5,000円を計上しております。2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、県内離島3市による航空路事業者への補助、及び市内路線バス、タクシー事業者への補助として1,276万円、及び学校給食用食材費に対して、1食当たり10%の補助を行う学校給食用食材費高騰対策補助金919万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、10月から予定されておりますオミクロン株対応ワクチン接種に係る費用として、1億409万1,000円を計上しております。4款2項2目塵芥処理費のクリーンセンター費は、6月に発生いたしました火災により、罹災した施設内の設備等の復旧に係る費用として4,248万2,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、5款1項3目農業振興費の農地利用効率化等支援交付金事業は、6月に補正いたしました県補助事業について国の補助事業採択がなされたため組替えを行うもので、1,521万9,000円を計上しております。これに伴い、次のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業を1,963万2,000円減額しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款1項5目農地費の干害応急対策事業は、7月第

2回会議において予算計上いたしました事業について、申請者が当初の想定より多数であったため、今回、追加の事業費として2,500万円を計上しております。5款3項3目漁港管理費は、漁港合併に係る漁港台帳の補正業務及び漁港施設の修繕等に要する費用として149万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ、同じく5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会において、当初の予定から委員数が増となり、また、会議開催数も増となったため、委員報酬の追加を行うもので、20万6,000円を計上しております。

7款2項2目道路橋梁維持費の道路維持費は、市道の維持補修工事8路線を実施するもので、3,110万円を計上しております。

次のページをお開き願います。7ページ、9款3項2目の中学校教育振興費は、長崎県中学校総合体育大会において上位の成績を収め、九州大会、全国大会に出場するチーム、個人が多かったため、これらに係る費用について、市の中学校体育連盟に対する補助金を追加するもので、596万4,000円を計上しております。

12款1項1目公営企業費の三島航路事業費は、燃料価格の高騰及びフェリーみしまドック時における追加修繕費用について、一般会計からの繰出しを行うもので500万円を計上しております。

以上で、議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第43号及び44号につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第43号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,672万9,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。8ページから9ページをお開き願いま

す。歳入でございますが、補正財源としまして、7款1項1目その他繰越金40万5,000円を追加いたしております。10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、8款1項6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和3年度実績に基づく精算返納金40万5,000円を追加いたしております。

これで、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1号、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,067万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,755万1,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を説明いたします。8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、人件費及び償還金の補正財源としまして、負担割合に基づく補正でございます。10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業につきましては、人事異動による人件費の組替え補正でございます。

また、6款1項2目償還金につきましては、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業の実績に基づく精算返納金総額5,525万4,000円を追加いたしております。

以上で、議案第43号及び44号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第45号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開き願います。令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,090万8,000円とします。

2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。2、歳入ですが、6款一般会計繰入金221万3,000円を増額いたしております。

10ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款下水道事業費の1項管理費において、人事異動に伴う職員手当などを221万3,000円増額いたしております。

2款漁業集落排水整備事業費2項施設整備費のうち、瀬戸芦辺地区の詳細設計委託料のうち、入札執行に伴う残高400万円を山崎地区の改修工事費へ組替え、増額する補正を行っております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第46号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,567万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を500万円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明をいたします。1款運航費1項運行管理費2目業務管理費でございますが、10節需用費500万円を増額しております。内訳は、燃料費150万円、修繕料350万円でございます。燃料費については、フェリーみしまの燃料A重油を当初予算ではリッター80円で計上しておりましたが、価格高騰が続いておりますので、リッター10円の増、年間使用量15万リットル分を見込み直したところでございます。

修繕料につきましては、フェリーみしまは、船齢19年を超えておりまして、老朽化の影響が出ております。機関等のドック解放時の追加修繕費用が当初の予定を超えておりまして、増額補正をさせていただきます。

以上で、議案第46号につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産課長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第47号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,281万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,851万5,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として2,281万4,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に2,281万4,000円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、燃料費、修繕料及び備品購入費としてトラクター1台と耕起作業用ロータリー並びに飼料用作業用カッティングロールベラー各1機を購入するため増額補正いたしております。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔農林水産課長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第48号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算中、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加えます。債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

事項は、公用車購入、期間は令和5年度、限度額は417万円、同じく水道事業公会計システム保守業務、令和5年度限度額165万円です。本日の提出です。

4ページ、5ページをお願いいたします。公用車購入費3台分として417万円、水道事業公会計システムの保守業務費用として165万円を令和5年度に執行予定額として定めるものです。

以上で、議案第48号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 認定第1号令和3年度老岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度老岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計245億6,338万8,515円、歳出合計237億6,087万5,291円、歳入歳出差引残額8億251万3,224円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、222ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が8億251万3,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が7,943万3,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は7億2,308万円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和4年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5から6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和3年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高、これにつきましては、令和4年3月31日現在の現在高となりますが、80億3,903万7,000円となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和3年度の決算状況につきましては、令和2年度に実施されました国の定額給付金に係る事業費26億1,800万円が減となったため、前年度と比較し減額となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応関連の事業として、ワクチン接種をはじめ、子育て世帯や住民税非課税世帯等への給付金事業のほか、感染症防止営業時間短縮協力金などの事業費が増となっております。

歳入につきましては、これら各種事業に係る国・県支出金や、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付が行われたことなどによりまして、歳入総額は対前年度比マイナス8.9%、23億9,001万1,000円の減、歳出につきましては、公営住宅建設費、災害復旧費などの事業費が減となっており、歳出総額は対前年度比マイナス9.6%、25億2,404万2,000円の減となっております。

なお、財政調整基金への積立てを2億5,000万円、また将来の地方債償還のための財源として減債基金の積立てを6億6,000万円行っております。

そのほか、令和3年度決算状況及び主要施策につきましては、別紙資料3、令和3年度各会計決算概要の7ページ以降の令和3年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 認定第2号から4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業につきましては、歳入合計36億1,027万4,518円、歳出合計35億9,879万4,005円、歳入歳出差引残額1,148万513円、直営診療所施設勘定は、歳入歳出それぞれ4,875万9,814円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税の状況は記載のとおりであり、現年度分の収納率は、医療、後期高齢者医療支援、介護納付金分を合わせまして96.34%、滞納繰越分は16.48%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。3款1項1目保険給付費等交付金は、医療給付費及び保険事業費等への長崎県からの交付金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入れでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の約7割を占める2款保険給付費の総額は25億8,542万6,146円であります。出産育児一時金と交際費を除く

1人当たり保険給付費は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度と比較し、令和3年度はワクチンの効果もあり、新型コロナの影響がなかった令和元年度以前の水準に戻りつつある状況でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。保健事業費でございます。5款2項1目特定健康診査等事業費及び2目特定保健指導事業費におきましては、令和3年度も新型コロナの影響を受けましたが、医師会の御理解と御支援の下、例年どおり6月から事業を開始し、受診率は速報値で42.4%となっておりますが、最終の10月の法定報告までには、昨年並みの受診率を維持する見込みであり、保健指導につきましてもコロナ禍の中で生活習慣病のうち、重症化予防を含めたフォローを行ったところでございます。

また、34ページ以降につきましては、直営診療所施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に係るものでございます。

以上で、認定第2号について説明を終わります。

次に、認定第3号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入合計3億6,033万2,596円、歳出合計3億5,623万9,046円、歳入歳出差引残額409万3,550円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料の収納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は、現年度分99.48%、滞納繰越分18.8%となっております。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億5,432万6,003円の内訳につきましては、保険料分2億1,956万6,200円、保険基盤安定分1億2,070万3,673円、人件費、事務費等の負担分1,405万6,130円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わります。

次に、認定第4号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業につきましては、歳入合計37億3,207万

4,516円、歳出合計35億6,908万9,312円、歳入歳出差引残額1億6,298万5,204円、介護サービス事業勘定は、歳入合計4,914万4,497円、歳出合計3,728万6,642円、歳入歳出差引残額1,185万7,855円となっております。

6ページから9ページをお開き願います。歳入でございます。1款介護保険料の状況につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は現年度分99.19%、滞納繰越分3.99%となっております。3款、4款、5款及び7款につきましては、介護給付費や地域支援事業、事務費への法定負担並びに法定繰入れでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の総額は32億4,710万7,916円であり、令和3年度も新型コロナの影響を受けておりますが、高齢化に伴うサービス利用者の増加等により、昨年と比較し約2,700万円余り増加となっております。

3款1項1目介護予防生活支援サービス費につきましては、要支援や総合事業、認定者への介護予防サービス事業や、配食サービスなどの生活支援サービスの費用でございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防に向けた実態把握及び普及事業、ハイリスク者への指導事業の費用でございます。

3款3項1目包括的支援事業、任意事業につきましては、高齢者総合相談支援事業及び認知症総合支援事業などの費用でございます。

また、26ページ以降は介護サービス事業勘定の事項別明細書で、地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第2号から第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第5号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億496万8,063円、歳出合計3億494万7,013円、歳入歳出差引残額は2万1,050円となっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が3億4,405万

3,000円に対し、収入済額の合計が3億496万8,063円となっております。

次に、4ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億4,405万3,000円に対し、支出済額が3億494万7,013円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。歳入決算の事項別明細書でございます。2款の使用料及び手数料で、1項1目の下水道使用料としまして、調定額が7,086万6,604円、収入済額が6,859万8,200円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,874万6,970円、収入済額が6,807万1,940円、滞納繰越分が調定額211万9,634円に対し、収入済額が52万6,260円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.02%となり、昨年より0.46%減少しております。滞納分は24.83%となり、昨年度より3.41%減少しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

18ページには、実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして、実質収支額は2万1,000円でございます。

主要事業につきましては、資料3、令和3年度における主要事業の成果説明書28ページに記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計でございますが1億1,354万7,656円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入でございますが、予算現額は1億1,561万2,000円、収入済額は1億1,354万7,656円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億1,561万2,000円、支出済額は1億1,354万7,656円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款

の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,516万6,724円となっております。

令和3年度の乗船者数などがございますが、乗船客が4万282人、また、車両が1,301台で、令和2年度に対しまして乗船客は179人の減、車両は227台の減でございます。

主な理由でございますが、過年度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少に伴い、乗船客数は減少し、また、三島における公共事業の減少に伴い、自動車航送台数についても減少し、昨年と比較して減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,067万5,000円に対し、収入済額が5,443万6,427円で、1,376万1,427円の増となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっておりますが、今回、大幅な増額となった理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化に伴い、令和3年度に限り、減価償却費の残存価格を必要経費として償却する措置が取られております。この結果、純損失の額が増大したことにより、国庫補助金についても増となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,734万8,000円に対し、収入済額1,823万3,775円、88万5,775円の増となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、令和3年度の繰入金は、予算現額4,307万7,000円に対し、収入済額が2,566万6,125円となっております。1,741万875円の減となっております。

歳出につきましては、8ページから11ページに記載しております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費12節の委託料166万7,716円ですが、これは、主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の10節需用費3,376万4,710円の内訳で、主なものは燃料費1,188万3,956円、修繕料2,157万6,440円です。燃料費は、年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。12節委託料468万円は、陸上作業業務委託料でございます。

12ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,354万7,000円となっております。歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第7号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決

算認定について御説明いたします。

令和3年度吉野市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億1,472万2,663円、歳出合計9,190万7,021円、歳入歳出差引残額2,281万5,642円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億948万6,000円に對しまして、収入済額は1億1,472万2,663円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億948万6,000円に對しまして、支出済額は9,190万7,021円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款1項1目使用料は機械使用料で、調定額5,927万5,989円に對しまして、収入済額5,828万716円であり、収入未済額は99万5,273円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が5,904万842円に對しまして、収入済額が5,805万7,399円で、収納率は98.3%と前年度より1.29%低下しております。滞納繰越分調定額は23万5,147円に對しまして、収入済額が22万3,317円で、収納率は95%と前年度より5%低下しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

4款繰越金については、725万3,956円で、前年度の繰越金として収入といたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路、公園等作業受託料収入4,910万8,543円でございます。

次に、6ページから9ページにわたりまして、2項1目雑入はコイン式洗淨機利用料等7万9,448円でございます。

歳入合計1億1,472万2,663円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に11節需用費2,386万236円の内訳で、主なものは消耗品費が1,179万5,942円、燃料費が887万8,324円、機械等修繕料が315万680円です。18節負担金補助及び交付金5,526万1,808円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を、振興会負担金として支出したものでございます。歳出合計9,190万7,021円でございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きし

まして、実質収支額は2,281万5,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2、並びに壱岐市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和3年度壱岐市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙欠損金処理計算書のとおり処理し、あわせて令和3年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてですが、収入第1款の水道事業収益としまして、予算額が7億2,427万7,000円に対し、決算額が7億5,791万5,254円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が8億1,530万円に対し、決算額が8億1,397万2,617円となっております。

4から5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入第1款の資本的収入としまして、予算額1億4,531万8,000円に対しまして、決算額が1億4,524万1,612円となっております。

次に、支出第1款資本的支出としまして、予算額が4億3,073万1,400円に対しまして、決算額が4億1,619万3,400円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,095万1,788円は、当年度消費税資本的収支調整額1,877万3,630円、過年度分損益勘定留保資金2億5,217万8,158円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が4億9,871万1,641円、営業費用が7億2,595万6,657円、営業損失が2億2,724万5,016円、営業外収益が1億8,376万2,484円、営業外費用が4,034万4,539円、経常損失はマイナス8,382万7,071円です。特別利益が2,596万3,033円、特別損失が1,707万6,045円、当年度純損失は7,494万83円となります。この純損失に、前年度未処理欠損金27万9,740円を加え、当年度未処理欠損金が7,521万9,823円となっております。

8ページから9ページには剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。未処理欠損金7,521万9,823円は、全額利益積立金から組み入れ、繰越欠損金はゼロ円となっております。

12ページから13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより、収益的費用及び資本的費用が共に増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が成り立たない状況であり、令和2年度からは、一般会計からの繰入金の減額により純損失が発生しています。今後は、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各施設の年次的更新を図りながら、健全な維持管理に努めるとともに、引き続き水道使用料金改定の検討を行ってまいります。

水道料金の収納率は、現年度分が98.04%となり、前年度より0.11%増加しています。また、滞納分については17.64%で前年度より0.52%減となりました。引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号についての説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和3年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、特定目的運用基金の運用状況、水道事業会計決算書、財政健全化比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類等に基づき、各関係法令等に定められました内容で、壱岐市の監査基準等に準拠し、また、例月現金検査、定期監査等の内容を勘案し、審査を実施いたしました。その結果について、本日提出しております意見書により報告をいたします。

なお、意見書の数値等につきましては、今まで説明された内容と決算書類、決算統計資料などに基づき記載をいたしておりますので、あわせて、審査の内容、対象等を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

まず初めに、報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告資料

の後についております意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。

第6、審査意見、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令等に従って正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率、いずれも基準内であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から認定第7号までの令和3年度壱岐市一般会計、各特別会計、財産に関する調書の決算認定資料の後に添付をされております各会計及び資金運用状況意見書の51ページをお開きを願いたいと思います。

第6の審査意見でございます。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められました内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示していると認められます。

ただ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄で、還付未済金との記載があるものがあります。還付未済金につきましては、自治法施行令第165条の7の8という事項で、収入済額に含まれて表示しなさいという定めがありましたので、これに基づき、その分は収入に見込まれておりますが、これによりまして還付未済金はその分だけ減少した表示になっておりますので、そのようにお目通しを願いたいと思います。

それにつきましては、意見書の5ページへ還付未済金の発生内容を、(2)の収入未済額の状況内容を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。

なお、次のとおり事務の執行管理につきまして改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1の財務に関する事務等の管理及び執行で、不適切な処置が見受けられましたので、内部統制体制の整備に努める必要があります。これにつきましては、俗に言う内部牽制というのが主でございますが、口座振込先の相違、振込処理の遅延等が認められましたので、ここに述べております。

2の不納欠損処理で、回収整理の対策が十分でないものが見受けられます。債務者の状況等を十分調査し、整理対策の検討を行い、計画的に対処していく必要があります。これにつきましては、水道事業も含めまして自己破産者も含めまして破産者、倒産の場合の時期を得た対応がなされていないという内容がありましたので、ここに載せております。

それから、前回は意見として述べていただきました債権の区分整理というような内容でございますけれども、債権の分類ということで、例えば正常に入っているもの、それから例を申し上げますと3か月以上徴収が延滞しているもの、それから長期にわたって延滞しているもの等の区分を行いまして、その内容のリストをつくっていただきたいと思いますということで、監査の中で指摘してお

ります。

まだ、このリストを作って——リストをまだ確かな証拠を見ておりませんので、ここに書かれておりますけれども、そのリストをつくり、そのリスクが、危険度が高いものから整理対策を取っていくほうがより適切な処理ができるんじゃないかということで、ここに挙げております。

3番目に、未収債権は次のとおりであり、回収整理の迅速な取組の強化を図り、債権の保全及び健全化に努める必要がありますということです。

財産に関する調書の中では、災害援護資金貸付金、高等学校奨学資金貸付金、これは特に先ほども申しましたように長期の延滞となっております。

未収金につきましては、収入未済額が先ほど述べました還付金を除いておりますが全体では10億9,568万6,000円という金額となっております。

次の52ページをお開きを願いたいと思います。

財政面ではということで、少子高齢化、人口の減少等の社会情勢の中、老岐市財政基盤確立計画の策定、老岐市公共施設等総合管理計画の見直し等がなされ、財政運営及び公共施設等について、将来に向けた課題の取組が見受けられますが、この取組の成果を十分検証し、今後、市の市政運営に努める必要があると思います。

以下、比率等につきましては、前回とそう変わっておりませんので、お目通しをいただければと思います。

最後に、老岐市水道事業会計の決算書でございますけれども、認定第8号の令和3年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてという資料の後についております、老岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

先ほどの第5の審査の結果のところですが、先ほどの説明がありました特別利益等の内容の関係になりますが、財務状況はということで、下から4行目のところに書いております。

水道事業会計決算書及び決算附属書類のとおりであるが、当年度の純損失が7,494万円となっている。これは、現存する資産と固定資産台帳に登録されている資産との突合調査の結果、固定資産台帳への登録漏れ、さらには登録済みの財産が除却の必要があるものの除却漏れが判明したことによる特別利益、特別損失の計上を行った結果が欠損金にも反映されているという内容でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。第6の審査意見でございます。

1、決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示しているものと認められます。

2、欠損金処理計算書は、法令及び条例に従って作成していると認められます。

3、水道料金の未収金につきましては、回収整理の取組が十分ではないので、回収整理の方策

を具体的に策定し、計画的に実施する必要があります。これは、先ほど一般会計の中でも申し上げた内容でございますが、特に休止中のものがあります。特に、これらについては入金がされているのか、されていないのか。入った場合は、何月が最終の入金かという、先ほどのリスト等をつくっていただいて、それに対応した対策を取り、進めていただく必要があるという内容でございます。

以上で、決算審査の報告を終わります。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月12日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会
